

補助事業審査・評価委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、財団法人JKA（以下「本財団」という。）が自転車競技法第24条第5号、第6号及び小型自動車競走法第28条第5号、第6号の規定に基づいて行う、機械及び公益の振興のための補助に関する事業（以下「補助事業」という。）の的確かつ効果的な実施を目的として、機振規程^{注1)}第36条の規定及び公益規程^{注2)}第36条の規定に基づき、機械振興補助事業審査・評価委員会及び公益事業振興補助事業審査・評価委員会（以下総称して「委員会」という。）の設置と、その運営に関する細部を定める。

注1)：「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」及び「小型自動車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」（両規程を総称して「機振規程」という。）

注2)：「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」及び「オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」（両規程を総称して「公益規程」という。）

(委員会の業務)

第2条 委員会は次の各号の業務を行う。

- (1) 本財団が定める補助事業の補助方針について審議すること。
- (2) 本財団が行う補助事業に対する要望を審査し、選定すること。
- (3) 本財団が実施した補助事業の評価を行うこと。
- (4) その他、補助事業の実施に関し、本財団に対し必要に応じ助言を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、それぞれ委員20人以内で構成する。

2 委員構成は、原則として審査専門委員14人以内及び評価専門委員6人以内とする。

(委嘱)

第4条 委員は、外部の学識経験者及び有識者のうちから、会長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(委員長)

第6条 委員長は、委員の互選により選出する。

2 委員長は委員会を招集する。

3 委員長は委員会の議長となり、議事を運営する。委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、議事が審査に係る場合は、審査専門委員の2分の1以上の出席が、評価に係る場合は、評価専門委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 前項の規定にかかわらず、委員の2分の1以上が出席することが困難であり、かつ、緊急に会議の議決を経ることが、委員会の目的達成のために必要と認める時には、あらかじめ通知された事項について持ち回り審議により開くことができる。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長が決する。

4 評価専門委員は、採択に係る委員会では議決権を有しない。

(審査・評価における利害関係者の排除)

第8条 委員のうち、審査・評価対象となる事業について密接な利害関係のある者は、当該審査・評価に係る議決権を有しないものとし、当該議事に参加することができない。

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 被評価者の配偶者、四親等以内の血族、三親等以内の姻族若しくは同居の親族にある者

(2) 被評価者と同一の法人、団体又は大学・研究機関において同一の学科・研究室等に所属している者

(3) 被評価者の事業・テーマの中で研究分担者若しくは共同研究者となっている者又はその者に所属している者(研究補助の場合)

(4) 被評価者の事業・テーマと直接的な競争関係にある者又はその者に所属している者

(5) その他本財団が利害関係者と判断した者

(守秘義務)

第9条 委員は、審査・評価活動を通じて知り得た秘密情報を審査・評価以外の目的に使用、または第三者に漏洩してはならない。

(会議の公開)

第10条 委員会は、個別案件の審査の場合を除き、公開する。

2 前項の規定にかかわらず、公開することにより、利益や公共の利益を害するおそれがある場合、当事者又は第三者の権利及び知的財産権の保護等の観点から、委員長が非公開とすることを必要と認めた時、委員会を非公開とすることができる。

3 委員会の議事概要は可能な限り詳細化して公開する。ただしこの場合、公開された議事概要には前第1項又は第2項の規定により、非公開とした部分は含まないものとする。

(意見等の聴取)

第11条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせ又は説明させることができる。

(審査)

第12条 委員会は、事業の特殊性を適切に判断し専門的な審査を行うため、個別案件毎に担当委員（主査1人及び副査1人）を決める。

2 主査が一次審査を行い、副査が一次審査結果をチェックしたうえで、委員会に諮るものとする。

3 公設工業試験研究所、検診車、福祉車両、医療・福祉機器、施設の補修及び少額案件枠<研究補助及び新世紀未来創造プロジェクト>（以下、簡易審査案件という。）については、主査及び副査による事前審査を行わず、原則として事務局により書面審査を行ったうえで、委員会に諮るものとする。

4 簡易審査案件以外の案件については、関連する各分野の外部有識者が事務的審査（書面による要件審査及びヒアリング）に参加し、委員会に適切な情報を提供するものとする。

(評価)

第13条 委員会は、補助事業の成果及び効果について専門的な観点から評価を行うため、個別案件毎に担当委員（主査1人）を決める。

2 主査は、補助先団体の自己評価を受け、事務局及び外部有識者が行った「JK A評価」についてチェックし、その結果を委員会に報告するものとする。

3 評価専門委員は委員会において、評価を統括する。

(審査・評価の方法)

第14条 審査・評価の方法については別に定めるものとする。

(報告)

第15条 委員長は、委員会における審議の結果について、本財団会長に報告する。

(会議への出席に係る謝金及び旅費の支給)

第16条 補助事業審査・評価委員に対する謝金及び旅費の支給については、別に定めるものとする。

(事務局)

第17条 事務局は、補助事業グループ内に置く。

(その他)

第18条 議事の手続きその他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年10月26日より施行する。